

## 労働者派遣事業に関わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項（同法施行規則第18条の2第3項）に基づき、情報提供いたします。

事業所名：新明和商事株式会社

事業所の所在地：兵庫県西宮市高松町4番8号

対象期間：2015年4月1日～2016年3月31日

### 1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数/1日平均	48人
派遣先の数	6件

### 2. 労働者派遣に関する料金・賃金に関する事項

派遣料金の平均額/1日当り	15,300円
派遣スタッフの賃金の平均額/1日当り	11,600円
派遣料金と賃金の差額割合	24.2%

#### <派遣料金の内訳>

派遣料金の構成の中で、一番多くの割合を占めるのは派遣スタッフの給与となっています。

次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料があります。

また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用も含まれています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、派遣スタッフ向け教育、募集広告費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りの金額が派遣会社の営業利益となっています。

### 3. 教育訓練に関する事項

e-ラーニング、各種セミナー受講等、当社から派遣就業される方に有給無償の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施時間	派遣労働者の費用負担の有無
① 新規採用者訓練	派遣労働者	1時間	無
② 安全衛生教育		1時間	
③ 自己分析適性検査		1時間	
④ ビジネススキルその他キャリアアップ研修		1講座あたり3～6時間	

### 4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・社会保険への加入（健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ・年次有給休暇、育児介護休業
- ・定期健康診断、ストレスチェック
- ・メンタル・健康相談（24時間365日いつでも相談可能）